

令和 7 年 8 月 2 8 日

青森労働局長
角井 伸一 殿

青森地方最低賃金審議会
会長 石岡 隆司

青森県最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和 7 年 7 月 15 日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

本結論を出すに当たっては、特に、以下 4 点の事項について配意した。

- 1 県内からの人口流出に歯止めをかけるためには、青森県と県境を接する県のみならず、それ以外の青森県と比較して賃金水準の高い地域への労働力人口の流出にも留意し、これらの地域との地域間格差の是正を図っていく必要があること。
- 2 青森県においては、生活保護水準と最低賃金の差が全国で 3 番目に小さく、現行の青森県最低賃金水準を継続することにより、最低賃金近傍で働く県内労働者の勤労意欲の低下につながりかねないこと。
- 3 青森県内においても、依然として、県民のすべてが生活する上で欠かすことのできない「食料品」の物価上昇が続いていること。
- 4 青森県の地理的特性から、県内で生活する上で必要不可欠な冬期における「灯油」の物価上昇率が高いこと。

また、改正後の青森県最低賃金の発効日については、大幅な引上げ額の影響と事業主が活用する各種支援策の申請手続に要する時間等を考慮し、法定発効による最短の日ではなく、本審議会で指定した令和 7 年 11 月 21 日を発効日とすることとした。

この結論が、最低賃金近傍で働く者を含む県内労働者の生活水準の向上及び県内事業者の人手不足の解消、並びに若年者の県外転出率の縮小につながることを期待する。

また、別紙 2 のとおり、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 5 年 10 月 7 日発効の青森県最低賃金（時間額 898 円）は令和 5 年度の青森県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し

添える。

併せて、本答申に当たっては、中小企業・小規模事業者の賃上げに関する環境整備等について、政府に対し、以下の３点を要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるようにするため、生産性向上や価格転嫁等に関する実効性ある各種支援施策を策定及び拡充し、これらを速やかに実行すること。
- 2 賃上げ促進税制の拡充、強化を図ること。
- 3 「食料品」をはじめとした生活必需品の物価高騰は国民生活に直結しており、本来、その対策に責任を持つべき政府が、速やかに税・社会保険料等の負担軽減、各種給付金等の対策を検討、実行すること。

青森県最低賃金

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 2 9 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

青森県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 青森県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 898 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 7 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の青森県
内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,428 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると青森県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$\begin{aligned} & 898 \text{ 円（青森県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 ヶ月平均法定労働時間数）} \\ & \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 125,950 \text{ 円} \end{aligned}$$